明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四九）　二
〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務五七）　二
○後見登記等に関する省令の一部を改正する省令（法務二五）　三
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務六四）　三
○文部科学省組織規則の一部を改正する省令（文部科学二九）　四
○スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令（同三〇）　三
○人口動態調査令施行細則の一部を改正する省令（厚生労働一二〇）　三
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（同一二一）　三
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令等の一部を改正する省令（国土交通七七）　四
〔規　則〕
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（人事院九―一七―一五七）　七
〔告　示〕
○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（内閣府一五二五）　七
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務六）　六
○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十八条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件の一部を改正する件（金融庁四五）　六
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件（同四六）　六
○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項ただし書の規定に基づき、適格機関投資家に該当する者を指定する件の一部を改正する件（同四七）　四
○航空法第三十一条第一項の指定航空身体検査医の指定に関する告示の一部を改正する件（国土交通一一二二）　三〇
○航空身体検査証明のための身体検査を行う医療機関等の指定に関する告示の一部を改正する件（同一一二三）　三
○平成十七年国土交通省告示第三百八十九号の一部を改正する件（同一一二四）　三
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく指定住宅紛争処理機関の名称等を変更する件（同一一二五）　四
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（同一一二六）　四
○規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部を改正する件（同一一二七）　五
〔官庁報告〕
官庁事項
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（内閣）　五
国家試験
ＣＢＴによる平成三十年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　五
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、基本測量関係事項関係　四〇
裁判所
破産、免責、再生関係　五五
特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　八二
会社その他　八三
会社決算公告　八五